

訪問看護事業者 指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 指定基準の例外について
- 3 申請に当たっての留意点
- 4 申請に必要な書類
- 5 その他
- 6 お問い合わせ・申請書類提出先

1 指定要件の概要

訪問看護事業所の指定には、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 申請者が暴力団関係者でないこと。

○法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。

○申請者が法人である場合は法人の代表者及び役員が、病院等の開設者個人である場合は当該個人が、水戸市暴力団排除条例（平成 24 年水戸市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないものとします。

(2) 以下の人員を配置すること。

《訪問看護ステーションの場合》

①管理者

○事業所ごとに、常勤・専従の管理者（保健師又は看護師）を置かなければなりません。

○管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

②看護職員

○保健師、看護師又は准看護師を、常勤換算方法で 2.5 人以上置くことが必要です。

○看護職員のうち 1 人以上は常勤である必要があります。

③理学療法士又は作業療法士

○事業所の実情に応じて適当数を配置すること（配置しないことも可能）。

《医療機関（病院又は診療所）の場合》

訪問看護の提供にあたる看護職員を適当数配置すること。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

《訪問看護ステーションの場合》

○事務室のほか、受付・相談スペース（プライバシーに配慮されていること）、手指洗浄設備（感

染症予防のため)等の設備及び備品等を備えること。(健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションとの共用は差し支えありません)

《医療機関(病院又は診療所)の場合》

- 訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設けること。ただし、訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば差し支えありません。
- 設備及び備品等については、医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

②運営基準

運営基準については、水戸市条例を参照してください。

2 指定基準の例外について

①医療みなしについて

健康保険法により「保険医療機関」の指定を受けた病院・診療所については、訪問看護事業所の指定があったものとみなされ(以下「医療みなし」)、申請は不要となっています。

なお、医療みなしは、特段の申出により辞退することができますが、医療みなしを辞退した場合、介護保険での訪問看護を行うためには、改めて申請をして指定を受ける必要があります。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等と併せて指定を受ける場合の例外

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が、訪問看護事業所の指定を併せて受け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の人員基準を満たし、かつ、同一事業所において一体的に運営されている場合は、訪問看護事業の人員基準を満たしているとみなされます。

3 申請に当たっての留意点

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。

○提出の前際は、電話により予約をしたうえでお越しくください。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でない認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

○介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人(社会福祉法人、医療法人等)については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

4 申請に必要な書類

①指定申請書(様式第1号)

②付表3 訪問看護・介護予防訪問看護事業者の記載事項

③申請者の登記事項証明書又は条例等

・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく訪問看護介護事業（介護予防サービスを実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨が規定されていることが必要です。

・当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは不要です。

④申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

・事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

・管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

⑥従業者の資格証の写し

・資格が必要な職種は必ず添付してください。

・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。

⑦事業者との雇用関係を確認できる書類

・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

⑧事業所の平面図

・用途及び備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

⑨建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）

⑩事業所の写真

・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。

⑪運営規程

・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時における対応方法

(7) 虐待防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで経過措置あり）

(8) 苦情の処理手順及び窓口（市独自）

(9) その他運営に関する重要事項

⑫利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

⑬介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

⑭介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（介護予防サービスの指定を併せて受ける場合は必要）

⑮重要事項説明書及び契約書の様式

⑯事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

・法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。

⑰損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）

⑱介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

⑲介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

⑳上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

5 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いします。

【参考】

- 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。
- 福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>
全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。
- 例規集
水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越しください。
- ・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。